

生駒市消防本部訓令甲第1号

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

生駒市消防長 杉 本 正 人

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令

生駒市消防事務決裁規程（平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「副係長を置く課にあつては副係長、主査を置く課にあつては主査、副係長及び主査を置く課にあつては主査」を「主査を置く課にあつては、主査」に改める。

第4条第2項中「主幹」を「課課長」に、「所管の課長補佐が」を「課課長が不在のときは所管の課長補佐が、課長補佐が不在のときは所管の主幹が、課長補佐及び所管の主幹ともに」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 署長が不在のときは副署長又は所管の分署長が、署長、副署長及び所管の分署長が不在のときは所管の署長代理が、署長、副署長、所管の分署長及び所管の署長代理が不在のときは所管の署補佐（火災調査担当官を含む。以下この項において同じ。）が、副署長又は分署長が不在のときは所管の署長代理が、副署長、分署長及び所管の署長代理が不在のときは所管の署補佐が、署長代理が不在のときは所管の署補佐が、署長代理及び所管の署補佐ともに不在のときは所管の係長が、署補佐が不在のときは所管の係長がその事務を代決する。

第4条第5項中「前各項」を「第1項から第3項まで」に改める。

第5条第3項中「主幹」を「課課長」に改め、「）は財政係長」の次に「及び財政経営課主幹（所管主幹に限る。以下この項において同じ。）」を加え、「財政係長を経て財政課課長補佐（財政課課長補佐）を「財政係長及び財政経営課主幹

を経て財政経営課課長補佐（財政経営課課長補佐）に、「財政課長」を「財政経営課長」に、「及び財政課課長補佐」を「、財政経営課主幹及び財政経営課課長補佐」に改め、同条第4項中「財政課長」を「財政経営課長」に改める。

第14条の見出し中「副署長」を「副署長等」に改め、同条中「副署長」の次に「、南分署長及び北分署長」を加え、同条第1号中「署内」を「管轄する署内」に改める。

第15条中「主幹」を「課課長、署長代理」に改める。

第16条（見出しを含む。）中「主幹」を「課課長及び署長代理」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。